特231
356

0012631000

0012631-000

特２３１－３５６

新釈十七条憲法講話

釈迦覚蘊・著

永田文昌堂

昭和１５

ACC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特231
356

皇紀二千六百年記念

新釋七七條憲法講話

釋迦覺蘊著

『新釋十七條憲法講話』目次

緒言……一
十七憲法の大綱と由來……七　十七憲法の文科……八

題號……一〇

第一章　上和下睦……一三
本文……一三　和譯……一三　名稱と由來……一三　語義と通解……一四　餘義と味讀……一五

第二章　篤敬三寶……一九
本文……一九　和譯……一九　名稱と由來……一九　語義と通解……二〇　餘義と味讀……二一

第三章　承詔必謹……三〇
本文……三〇　和譯……三〇　名稱と由來……三〇　語義と通解……三一　餘義と味讀……三三

第四章 上下禮儀……三六
本文……三六　和譯……三六　名稱と由來……三六　語義と通解……三七　餘義と味讀……三八
第五章 無貪辨訴……四一
本文……四一　和譯……四一　名稱と由來……四一　語義と通解……四三　餘義と味讀……四三
第六章 懲惡勸善……四六
本文……四六　和譯……四六　名稱と由來……四六　語義と通解……四七　餘義と味讀……四八
第七章 官人尅念……五〇
本文……五〇　和譯……五〇　名稱と由來……五〇　語義と通解……五一　餘義と味讀……五三
第八章 早朝晏退……五四
本文……五四　和譯……五四　名稱と由來……五四　語義と通解……五五　餘義と味讀……五六
第九章 每事有信……五七
本文……五七　和譯……五七　名稱と由來……五七　語義と通解……五八　餘義と味讀……五八
第十章 無瞋任地……六〇
本文……六〇　和譯……六〇　名稱と由來……六〇　語義と通解……六一　餘義と味讀……六三
第十一章 賞罰功過……六五
本文……六五　和譯……六五　名稱と由來……六五　語義と通解……六五　餘義と味讀……六七
第十二章 不斂王民……七〇
本文……七〇　和譯……七〇　名稱と由來……七〇　語義と通解……七一　餘義と味讀……七三
第十三章 同知傍職……七四
本文……七四　和譯……七四　名稱と由來……七四　語義と通解……七五　餘義と味讀……七六
第十四章 無嫉賢聖……七八
本文……七八　和譯……七八　名稱と由來……七八　語義と通解……七九　餘義と味讀……八〇
第十五章 背私向公……八二
本文……八二　和譯……八二　名稱と由來……八二　語義と通解……八三　餘義と味讀……八四

目次

第十六章　使民以時……八六
本文……八六　和譯……八六　名稱と由來……八六　語義と通解……八七　餘義と味讀……八八
第十七章　大事衆斷……九〇
本文……九〇　和譯……九〇　名稱と由來……九〇　語義と通解……九一　餘義と味讀……九一

新釋

十七條憲法講話

釋迦覺蘊著

緒言

日出づる國の皇子として、世界の極東に降誕まし〳〵、大慈救世の大御心を世界萬國に光被しむべく聖化を垂れ給ひたる我が聖德太子は、皇紀一千二百三十二年、卽ち敏達天皇元年正月元旦、用明天皇を父君と仰がせ給ひ、穴穗部間人皇后を母君とたのみて、大和高市の郡橘宮に、「我れ一切衆生を救はん」との生しきみ聲を擧げさせ給うたのであります。

その日御母皇后は、馬官の所に御產氣づき給ひ、寢殿に入りて安らかに生れさせ給

ひし故を以て、厩戸皇子と申し、御父天皇御寵愛限りなく、宮南の上殿に居らしめ給ひし故を以て、上宮皇子と申し、長じ給ひて一時に八人の訴を聽きて裁き給ひし故を以て、豐聰耳皇子又は八耳皇子とも申し上げたとのことです。

太子の御傳記は、今茲に申し述べる餘裕を持ちませぬが、其の御仁慈の高くおはしましたことは、『日本書紀』に記錄されたる太子の薨去まし〳〵たる時の、其の一條を讀んでも一端を伺ふことができるのであります。

卽ち『日本書紀』第二十二卷、推古天皇紀「二十九年春二月己丑朔、癸己(五日)半夜に厩戸豐聰耳皇子尊斑鳩宮に薨りましき。是の時、諸王諸臣及天下の百姓悉に、長老は愛兒を失へるが如くして、塩酢之味口に在れども嘗めず。少幼者は慈父母を亡へるが如くして、哭泣つる聲行路に滿てり。乃ち耕夫は耜を止め、舂女は杵せず。皆曰へらく、日月輝を失ひて、天地既に崩れぬべし、自今以後、誰をか恃みまつらめや」と、何といふ尊い光景であらう。唯仰ぎ奉るの外はありませぬ。

一、推古天皇卽位し給ひ、太子萬機を攝し給うた、其の第十二年四月、卽ち皇紀一千二百六十四年夏御制定まし〳〵た十七箇條の憲法は、我が日本國に於ける千古不磨の法典であります。實に皇室より國民に垂れさせ給うたる立國の聖典にして、御精神は永久に奉戴し奉るべきものであります。その形式は兎もあれ、是こそ日本法制の起原として本邦成文法最古のものであります。されば『弘仁格式』の序には、「上宮太子親ら憲法十七箇條を作る、國家の法制茲れより始まる焉」といつてある。彼のマグナカルタの大憲章として誇る英國の憲法に先き達つこと實に六百十一年、唯其の御英邁を仰ぎ奉るの外はないのであります。

一、但し或論者は、十七條憲法は法令と稱すべきものではないと云つて、其の理由の中に、(一)是れは太子より出たものであつて、天皇より出たものではないから法令とはいへないといふのですが、推古天皇が既に萬機を太子に委ねさせ給うたのであるから、太子御製作の憲法とはいへ、全く天皇の詔勅と變りのない效力を有したものであ

つたことは、常識でも考へられるのである。また(二)この憲法は一つの訓誡であつて、懲罰が副うて居らぬから、法律の性質に叶つて居らぬといふのですが、これも其の時代を解せぬから起つた偏見であつて、成程當時政局に當つて居る官吏を訓誡されたものではあるが、單に道徳的訓誡のみでなく、政治の要義を示されたものであるから、徳治主義の太子の御政道には、立派に法律の意義と效力を持つたものであります。

一、太子は元來徳治主義(儒教等の思想即ち道徳的政治)で居らせられたが、又法治主義(韓非子等の法家の思想即ち法律的政治)をも御採用になつたことが、この憲法の字句の間に見受けられます。即ち太子の御理想は、太子當時の閥族政治を打破して、後の政治上の大革新を豫想し(即ち大化の新政)、總てを天皇の大權の下に歸一せしめんとし給うた御精神を、この憲法の上に判然と伺ふことができるのであります。

一、太子以前は地方分權で、一種の封建制度でありました。地方には國造といふ諸侯が土地人民を領有し、京都附近には伴造といふ、譜代的の諸侯が、土地人民を領有し

すべて天皇の直接御支配を受けなかつた。天皇直轄の土地人民は、唯諸所に少しづつ散在してゐるに過ぎなかつた。太子はそれを全然改革して、普天の下率土の濱、天皇の御支配に非ざるなしといふ御理想の端緒を開かせ給うたのであります。この大御功績に對して、徳川時代の一部の學者が太子を非議し奉つたことは、例の感情と認識不足に依るとはいへ、實に恐懼の至りであります。

一、一部の國學者などが、太子のこの十七條憲法には、佛教や儒教の徳目は述べられてあるけれども、神のことが一つも出て居ないのは、太子は神祇を輕視せられたものだと非難します。がこの憲法には神といふ言はないが、太子は殊に神祇の崇拜者で居らせられたことは、『日本書紀』推古天皇紀に「十五年春二月……戊子(九日)詔して曰はく、朕聞く曩者我が皇祖天皇等の世を宰め給へること、天に跼り地に蹐して、孰く神祇を禮ひ云々」と詔勅を下し給うた太子の思召も、又其の十五日に「皇太子及大臣、百寮を率ひて神祇を祭拜ふ」との記事に依りても、其の一端を知ることができ

るのであります。殊に憲法の第一條には「和を以て貴しと爲し」と仰せられたは、全く皇祖大神の御意を眞先きに擧げさせ給うたのであります。このことは下に少し詳しく述べたいと思ひます。

一、又儒教者の中に、この憲法には、佛教のことよりも儒教の德目の多きことは、太子が佛教を宣傳するために、儒教の道德説を剽窃したものだといつてゐるが如きは、惑むべき偏見であつて、この憲法は決して佛教宣傳の道具に制定遊ばしたものでもなく、又單に儒教や佛教を採られたものではない、一に國政の規準を明かにし、國家統治の精神を以て、惟神の道は無論のこと佛教儒教法家の思想等あらゆる世界の粹を集め、我が皇室中心主義を徹底せしめんとし給うたものに外ならぬのであります。

一、又或儒家は、この憲法は儒教の仁義禮智孝悌忠信の八目の內、六目は出してあるが、儒教中最高の道德とする孝を出されてないのは不都合であると非難しますが、これらも論ずるに足らぬことで、この憲法の性質を知らないからです。元來この憲法は政道上の規準であつて、個人的な訓戒ではないのである。併し其の孝道の精神は、第一條に於て「君父に順はず」と、忠孝の大義に背くことをお誡めなされてある處に顯はれてをります。

一、されば惟神の大道も忠孝の大義も第一條に攝り、實に十七憲法は國政のため御制定なされたものではあるけれども、又家庭の教訓として社會のお戒めとして、常に拜戴し奉るべきものであることを忘れてはなりませぬ。茲に私は、この一々の條章に就いて、其の意義を解釋し、特に家庭的、社會的御教訓の意義をも、併せて伺はんとするものであります。

十七憲法の大綱と由來

一、さてこの十七憲法の大綱を伺ひ奉るに

(一)すべてを天皇の大權の下に歸一せしめんとし給ふを經とし、

(二)大和の日本精神を緯とし、

(三)以て政道の心得を示し給ふにあります。
又其の來由を伺ふに、
(一)大臣大連等、天皇の大權を私し、
(二)閥族等上下、互に相軋り相爭ひ、
(三)正に政道紊亂の極に達したるが故に、
この憲法を制定し給うたものであります。

十七憲法の文科

一、次に文段を明して見ますと
憲法十七箇條大分二段
第一段　政道の大本を示したまふ。
イ、大和肇國の精神を教へたまふ。（第一條）
ロ、佛教信仰の必要を教へたまふ。（第二條）
ハ、國家統治の中心を教へたまふ。（第三條）
第二段　政治の要法を示したまふ。
イ、實務の要法を訓誡したまふ。（自第四條至第十六條）
ロ、大和の要法を制定したまふ。（第十七條）

『皇太子聖德奉讃』　七十五首
建長七年十一月親鸞聖人八十三歳にして
撰述されたもの、其の中
「太子の御とし三十三、　なつ四月にはじめてぞ、
憲法製して十七條、　御てにて書して奏せしむ」（第五十七）
「十七の憲章つくりては、　皇法の規模としたまへり、
朝家安穩の御のりなり、　國土豐饒のたからなり」（第五十八）

『太子奉讃』　十八首
栂尾の明惠上人の製作、第十一首に
「外には憲法十七條、　春園の宮に民をなで、
內には三部の疏を製し、　興法利生かぎりなし」

緒言

題號

憲法十七條

一、これは『日本書紀』に記錄された題號であります。

卽ち太子は三十三代推古天皇の攝政として、二十九年の久しきに亙り國政を御覽し給ひしが、其の第十二年の夏四月國政の規準を明かにし給ひし國家統治の欽定憲法であります。これ皇室より國民に垂れ給へる立國の聖典であつて、とこしへに違背すべからざる金科玉條であります。

一、御製作の年時について、『日本書紀』には「十二年(推古天皇)夏四月丙寅朔、戊辰(三日)皇太子親ら憲法第十七條を作りたまふ」とありますが、『法王帝說』には「十三年七月」とし、其の他多少の異說もあります。

一、學者は、十七憲法の文體は、日本人の手によつて書かれた漢文の最古のものであり、文章簡古にして含蓄深い唐宋以前の風であると稱してをります。

一、憲法、憲の字は法也制也と訓む

憲法と名けられたについて、境野博士は「憲法の文字はもと法家の書から出たもので、『管子』の七法篇には明に「一體の治有り故に能く號令を出し憲法を明にす矣」とある。『國語』にも憲法の字は見えて居るが、恐らくは法家者流の思想と關聯して出た言であらうといふ說がある。此の說最も當を得てゐる」と述べられてあります。

一、現代にいふところの憲法は、國體政體に關する大原則、及び統治機關(議會、政府、裁判所)の權限を規定せる國家統治の根本法であつて、その效力は他の法令に超絶してゐます。而して君主が制定したものを欽定憲法といひ、國民が制定したものを民定憲法といひます。成文よりなる成文憲法と、慣習より成る不成文憲法とに區別せられます。我が明治の憲法は欽定成文であつて、而も獨特のものであります。

而してこの十七憲法は、その內容と形式は時代を隔てるために、多少の相異はあつ

ても、欽定憲法であります。

一、十七といふ數は、『管子』に「天の道は九を以て制し、地の理は八を以て制し、人の道は六を以て制す。天を以て父と爲し、地を以て母と爲し、以て萬物を開き、以て一統を總ぶ」とある天の九と地の八とを合して十七とし、天地を父母として一統を總ぶる意を表はす。天の陽數の極を九とし、地の陰數の極を八とすることは、元支那の陰陽説で『淮南子』その他に書いて居る。條は小枝也と訓む、條目の意。章といふのは、科條の意で、條と同義です、故に已下或は條とし或は章とし、同じ義として書きました。

第一章　上和下睦

【本文】一曰。以和爲貴。無忤爲宗。人皆有黨。亦少達者。是以或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。

【和譯】一に曰く。和を以て貴しと爲し、忤ふること無きを宗と爲よ。人皆黨有りて、亦達者少し。是を以て、或は君父に順はず、乍隣里に違へり。然れども、上和らぎ下睦びて、事を論ふに諧へば、則ち事理自ら通ふ。何事か成らざらむ。

十七箇條の名稱は拾遺記によつて是を附し、和譯は『神典』に輯められた『日本書紀』によつて附した。

名稱と由來

一、本條は上和下睦章と稱し、上も下も互になごやかにやはらぎ、親しみむつび合ふべきことを示し給うたものであります。

一、これ皇祖の大御心にして、國民道徳の要義を擧げさせられ、以て當時大臣大連等の閥族が各々私黨を結び、反目し嫉み合ひ、紛爭の絶え間がなかつた氏族制度の弊害を戒め、皇室中心主義を確立し、上下諧和以て大君に奉仕すべき新政に踏み出し給ふ第一歩とし給うたものです。

語義と通解

一、以和爲貴は『禮記』、『論語』に出づる語。上和下睦は『孝經』に出づる語。人皆有黨とは、朋黨比周は古より聖賢の戒むる所。又法家に於ても、『管子』には「群臣朋黨、以て其の私を懷はゞ則ち其の族を失なふ矣」とあり、『韓非子』等にも同じ意味の語があつて戒むる所である。和の字は『玉篇』に順也、諧也、溫也、適也等と訓む。貴は名價也といふ。睦の字は親也、敬也と訓む。諧の字は和也合也の意。通は達也。一、通解すれば、「人は和ぎあふことが、尤も貴く價値のあることである。互に逆ふことのないのを宗としなければならない。然るに、人は大抵自分の黨をつくつて偏るものであるから、物事に明達なることを得ない。だから君主の命、父母の心にも從はず。かういふ心得違ひの者は忽ち近隣の人々とも仲違ひをするのである。けれども上も下も互に仲睦く萬事を相談し合ひ、心が融け合うて居るならば、何事につけても行き詰ることなく、自然に成功することができるのである」との思召です。

餘義と味讀

一、第一條は日本精神の根本義を述べさせられたものです。卽ち天照大神の御精神を『日本書紀』には和魂と示してあるから、是に依て皇祖大神の御神靈を先づ劈頭に勸請あらせられたものです。尤も造語は儒書に依らせられたものではあるけれども、我が國の精神を、この文字に藉つて、いよ〳〵明かにし給うたものであると伺はれます。儒書中他の德目を擧いて、特にこの語を初に掲げ給うたのは、正しく日本精神のよつて來る根本義を擧げさせ給うたものであることは疑のないことです。されば日本を「やまと」と讀んで、大和の文字に當てゝゐるなどは、深い意義の存するものと考へられ

ます。

一、而してこの憲法の當の目的は、朝廷に仕へる官吏を訓誡し給ふ法令ではありますが、之を又諸種の集團の御教訓としても、實に尊い意義があり、之を家庭の上に轉用して頂けば、そこに自ら「父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し」といふ文字そのままの理想境が實現せらるゝのであり、之を町村等の上に轉用せば自治の發展は期せずして得られ、之を國家の上に用ゆる時は擧國一致となり、之を東亞の上に用ゆるならば東洋の平和となり、之を世界の上に用ゆるならば人類の平和となる。實に這個の精神が徹底せらるゝならば、「天下和順日月清明、風雨爲時災厲不起、國豐民安兵戈無用、修德興仁務修禮讓」といふ經文そのまゝの世界が、現實に來されるでありませう。

一、然るに近時の世情はどうであつたでせう。地主と小作人は相爭ひ、資本主と勞働者は相鬪ひ、學校には職員學生の爭ひ、政界には自黨の利害を本位として互に爭ひ、官吏の罷業、閥族等々々、各々大小の徒黨をつくつて相喰む、以て天日を蔽ひ奉らんとする、是誠に痛むべきものならずや。併しながら上下相和ぎ相睦び、互に胸襟を開き、相談り事を議るならば、事理自然に適ひ、何事でも成功しないことはないでせう。今「事を論ずるに諸ふ」と仰せられてある、論の字は『玉篇』に「以て世務を經綸すべきが故に」と註してある。されば明治天皇五事を誓約し給ひしその第二に「上下心を一にして盛に經綸を行ふべし」との詔は、全くこの『十七憲法』の第一箇條と其の揆を一つにするものではありますまいか。之をさかのぼりて伺へば、天孫降臨し給うた時には八十諸神を召集せ給ひたるあり、神武天皇御東征には群臣に議り給ひたるあり、かく上和ぎ下睦びて、天業を完成し給ひし御事蹟は、實に畏き極みであります。

一、さりながら茲に特に記すべきことは、平和は皇祖の御魂にして、日本精神の根本義であるとはいへ、姑息なる婦人小子の和ではないのである、極めて大乘的であることを忘れてはならぬ。大きなる平和を樹立するため、卽ち正法護持のためには、時に降魔の劍をふるうて、之を膺懲することは止むを得ぬことです。然れば皇祖は和魂を

本とし給ふと雖も、一面荒魂をも有し給ふ。故に太子は御著作の『勝鬘經義疏』の中に、攝受折伏の一段を釋し給ふに「我れ力を得ん時とは、力に二種あり、一には勢力、二には道力也等」と嘉祥の『寶窟』に依つて、その態度を闡明にし給うてある。卽ち皇祖の和魂、佛教の慈悲を體認し給ふ太子ではあるけれども、時には折伏の戰鬪は辭し給はぬ處でありました。

第二章　篤敬三寶

【本文】二曰。篤敬三寶。三寶者佛法僧也。則四生之終歸萬國之極宗。何世何人非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸三寶何以直枉。

【和譯】二に曰く。篤く三寶を敬へ。三寶とは佛・法・僧なり。則ち四生の終歸、萬國の極宗なり。何れの世何れの人か是の法を貴ばざる。人尤だ惡しきもの鮮し。能く教ふるときは從ふ。其れ三寶に歸りまつらずば、何を以てか枉れるを直さむ。

名稱と由來

一、本條を篤敬三寶の章と稱し、佛教に歸依すべきを示し給うたものです。

一、國家を治むるには、理論的にも實際的にも、人心を正しく導くべき、力ある宗教を有たねばならぬ。それには、佛教を措いて他に求むべきものはないのであるから、佛教の信仰を切に勸め給うたのが、此の一章であります。

語義と通解

一、篤敬は、篤は固也厚也と訓み、行而不倦とか、猶純也とか註する文字です。敬は恭也愼也肅也と訓む。三寶は、三つの尊重すべき寶といふ意です。佛とは梵語で具に佛陀、迷ひの夢の覺めた者といふこと。法とは軌持といふ義で、萬有の眞理のこと、梵語で達磨といふ。僧は梵語で具に僧伽、和合衆と譯して、佛教護持の教團を指す。又教團を維持し、佛教を傳道する法師のことをいふ。四生とは胎生（母胎から生れる者）、卵生（卵から孵化する者）、濕生（濕氣から發生する者）、化生（龍の如く變化して現れる者）の四つで、つまり生きとし生ける總ての動物を指す。

一、通解すれば、「まごころこめて三寶を信仰し奉れよ。三寶とは、佛寶・法寶・僧寶の三つである。之は生きとし生ける者の最終のよりどころで、世界萬國に於ける至極の宗教である。何れの時代でも、何くの人でも大切に信奉すべき普遍的の正法である。いかなる罪惡のものでも救はれないといふ尤惡のものは一人もない。だからいかなるものも、能く佛教の精神を以て教へたならば、必ず正しい道に從ふべきである。人もしこの佛教に歸依しなかつたならば、どうして枉つた心を矯め直すことが出來ようか」との思召です。

餘義と味讀

一、太子が佛教興隆の御事蹟に至つては、茲に贅するまでもないことでありますが、順序として少し述べて見ますと、二十三歲推古天皇の皇太子となり政を攝し給ふや、その翌年春二月、三寶興隆の詔を下し給ひ、銳意佛法弘通のため力を盡し給うたのであります。中にも三十八歲勝鬘經義疏を、四十二歲維摩經義疏を、四十四歲法華經義疏を御製作遊ばしたことは、特筆すべきものです。（御製作の年代には多少異說がある）。或は攝津の四天王寺に於て慈善事業社會事業を興しつゝ佛教を擴め給ひ、或は大和の法隆寺を造立して、教育的方面に心をそゝがせ給ひ、殊に僧徒を督して佛教を研究せしめ、美術工藝としても萬世に遺し給ひしことはその顯著なるものであります。

一、何が故に太子は、かく佛教を興隆し給ひしやといへば、我が聖徳太子は佛教を以て、皇祖の御心卽ち惟神の大道を擁護し給ふ御精神であります。是れ全く御父用明天皇の「天皇佛法を信け給ひ、神道を尊び給ふ」（日本書紀）の大御心を受けつがせ給うたものと伺ふことができる。なぜなれば、最高道徳たる惟神の大道に、萬徳圓備の哲學的宗教たる佛教を以て、うらづけさせられた思召を拜察することができるのであります。

ともすれば我が民族が、皇祖の御心から遠く離れて邪曲の道に走らんとするが故に、佛教を以て人心を指導し、正しき大道に歸らしめんとしたまふ御心に外ならぬことと伺はれます。

一、誠に宗教は、個人的にも社會的にも、將家庭的にも國家的にも、最も重要なものであることは申すまでもありません。正しき宗教の信仰こそ、各人の心を和げ、邪曲の魂を正道に入らしむる唯一の方法であります。太子は當時頽廢せる世道人心を正し給はんとの御心に依つて佛教を採用し給うたのであります。然るに今印度に發生した佛教を御採用になつたことは何故かといへば、佛教の內容に其の根本的な眞理を發見なされて、而もこの佛教の眞理の中に、日本固有の惟神の大道と同一なるものを見出させられたからであります。

一、かくも大膽に佛教を採用なされたことは、恰も明治天皇が、五箇條の御誓文のうちに「舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし」と、又「智識を世界を求め、大に皇基を振起すべし」とのたまうた思召と同じことと伺ひ奉ります。

一、これについて、太子が佛教採用の御態度を聊か伺つて見たいと思ふ。初め欽明天皇十三年、百濟の聖明王が佛像經卷を我が朝廷に上つた時、天皇是れを群臣に議り給うたが、物部、中臣氏一派の人々は非採用論を主張し、蘇我氏は採用論を主張した。無論之れには黨派的感情が主となつて相對立したものではあるが、又物部氏は武家であり、中臣氏は祭祀を司つてをり、蘇我氏は外交官であつたといふことも、その一因であるといつてゐる人もあります。

然るに物部氏等が非採用を主張した理由は、日本には既に八百萬の神々があるから、今外國の神(佛)を祭る時は日本の神々の怒りに觸れるといふのであつた。又蘇我氏が採用論を主張した理由は、既に佛教は外國に信仰されてをるのである。それを我が日本だけが信じないといふ理由はないといふのである。

がよく之れを研討する時、兩方とも非常にあやまつた考である。なぜなれば、物部氏等の非採用論は、果して日本の神祇と佛教とは矛盾し衝突するものであらうか、それを究めもせずして之れを徒らに排斥することは頑冥思想であつて、國家が進歩する所以でない。所謂「舊來の陋習を破り天地の公道に基」き、「智識を世界に求」むべき所以を知らなかつたものである。又蘇我氏が、外國に信仰してゐるから日本も信ずべしといふことも、是れ亦甚だあやまつた思想にして、外國人が採用してゐるから無批判に日本にも採用しようとするやうなことは、尤も悪い考である。是れは外國の文明が己より高い時には、いつも起るもので、そのため往々我が本來の精神を忘れるやうなことがある。卽ち明治已來の歐米心酔が尠なからぬ害毒を流したやうなものです。

然るに太子の佛教信仰の御態度は、決して無批判なる崇拜論でなく、第一日本固有の道と佛教の眞髓とに、根本的同一の眞理を體認し給ひ、而も宗教としての絶對的價値を佛教の上に認め給うた事。第二その佛教の姿は、印度のそれでなく、飽まで日本的なものになし給うた事、卽ち太子獨特の御見解を以て日本佛教として採用し給うたものであります。

一、茲に一言附記しておきたいことは、宗教は萬能でないといふことであります。唯宗教は人生に於ける大切な役割を持つものであるといふことを知らなければならない。總てを萬能の如く考へるから、そこに非常な弊害を生ずることになるのである。法律を萬能の如く考へるために、人間の世界が窮屈に陷り、乃至科學を萬能の如く考へるから、唯物史觀のやうな誤解を生ずることになるのである。法律は法律として、科學は科學として、道德は道德として、宗教は宗教として、そこに夫々の價値があり

役割があるのであります。私達は是等の上にあらゆる機能を發揮して、唯一意、皇室の御鴻恩に酬い奉らんとするの外はないのであります。

併しその一切の底を貫通してゐる一の眞理はあります。それを佛教では眞如といつてゐるのでありますが、各々その立場によつてその色彩は異つて居る。譬へば水晶の珠を春草の上に置けば綠に見え、紅葉の上に置けば紅に見ゆるやうに、眞理は融通無碍なものです。而して佛教の最終の目的は其の宗教を超えた眞理を悟らんとする處に特長があるのであります。

一、却說佛教の信仰は、私達に無限の力と無限の明るさを與へらるゝのです。その信仰に到達することに依つて、自ら家庭の和樂と、擧國の一致と、民族の團結と、人類の平和とが得られ、和衷協同しつゝ、飽まで力強き進展が達成せらるゝのであります。

一、今この第二條に於て佛教の篤敬三寶と仰せられてあるが、この三寶には同體の三寶と別體の三寶とあります。別體の三寶とは、佛は絕對眞實の法を覺つた人であり、法はその絕對眞實の法であり、僧はその法を悟らんとする和合の集團であります。同體の三寶とは、佛法僧の三つ其の名は變つてゐるけれども、「皆淨法界、眞如法身」で、同一の眞理から顯現してゐるものですから一つのものです。それを或は大日とも或は妙法とも或は本來の面目とも或は阿彌陀ともいはれるのです。

それでこの三寶を念ずることを、「念佛念法念僧」と說かれてありますが、南無阿彌陀佛といふのは此の三つを念佛の一つに攝めたことであり、南無妙法蓮華經といふのは此の三つを念法の一つに攝めたことであり、南無大師遍照金剛といふのは此の三つを念僧の一つに攝めたことになる。卽ち其の一を採れば自然に三つが攝まるのであります。

一、茲に私達は、常に南無阿彌陀佛と稱して無限の滿足感を得てゐるのでありますが、この稱名の中に念佛念法念僧をも攝めてゐることはいふまでもありません。强ひて此の六字に配當して見ますと、佛は佛寶であり阿彌陀は法寶であり、南無は僧寶であります

す。卽ち法界眞如の妙法を阿彌陀といひ、其れを覺つた者を佛といひ、其の阿彌陀佛が私と一體和合した姿が南無ですから、自ら三寶が一つになつたのが念佛であります。私達は念佛の生活の中に、この第二條の思召を體得してゆかうと志すものであります。

一、なほ太子の信仰を最もよく髣髴せしむるものは、『天壽國曼荼羅繡帳銘』の中にある「世間虛假、唯佛是眞」の御言です。いま『法王帝說』に引いてある銘文を抄出しますと、

「時に多至波奈大女郎（太子の御后にして推去天皇の御孫）悲哀嘆息して、畏みて天皇（推古帝）のみ前に白して白さく。之を啓と雖も懷ふ心止み難し。我が大王（太子）をして母王とともに、期するが如く從遊せしむ。痛酷比ひ無し、我が大王の告ぐる所は、世間虛假なるも唯佛のみ是れ眞なりと。其の法を玩味すれば、謂ふに我が大王は應に天壽國の中に生るべし。（乃至）天皇之れを聞きて、悽然として告げて曰く、

一に我が子（大女郎）の啓ふ所有るは、誠に以て然りと爲すと云々」

とあります。誠にこの御言たるや、我れ等亦ふかく玩味し奉るべきものであります。

『皇太子聖德奉讚』 七十五首
親鸞聖人撰述

「憲章の第二にのたまはく、
四生のついのよりどころ、
三寶をあつく恭敬せよ、
萬國たすけの棟梁なり」 （第七十三）

「いづれの世いづれの人か歸せざらむ、
いかでかこのよのひとびとの、
三寶によりたてまつらずば、
まがれることをたゞさまし （第七十四）

第三章　承詔必謹

【本文】三曰。承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。萬氣得通。地欲覆天。則致壞耳。是以君言臣承。上行下靡。故承詔必愼。不謹自敗。

【和譯】三に曰く。詔を承りては必ず謹め。君をば則ち天とす、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載す。四時順行き、萬氣通ふことを得。地、天を覆へさむと欲るときは、則ち壞ることを致さむのみ。是を以て、君言ふときは、臣承る、上行へば下靡く。故れ詔を承りては必ず愼め。謹まずは自ら敗れなむ。

名稱と由來

一、本條は承詔必謹の章と稱し、天皇の出し給ふ勅命を承る時、臣民は必ず謹んで遵奉しなければならないことを示し給うたものです。

一、この第三條は、當時の閥族が專横を極めて、やゝもすれば皇室の尊嚴を掩ひ奉らんとしたものですから、いよ〳〵天皇の大權を擴充し、皇室中心主義を徹底せしめんため、太子凛然として詔勅の權威を明かにし給うた一章です。

語義と通解

一、承詔必謹の字義、承は奉也　受也と訓む。詔は告教也　導也等と訓み、王言下也と註さる。『廣韻』に「上命也秦漢より以下、天子獨り之を稱す」とあり、詔勅と熟す。必は極也果也等と訓む。謹は敬也愼也と訓む。なほ君臣の字義について、君は尊也と訓み、「民に長たるの通稱」と註す。臣は事君也と訓み、「孔子曰く公に仕ふるを臣と曰ふ」と、又牽也と、『通論』に曰く「心常に君に牽るゝなり」と、『孝經說』に「臣は堅也、志を勵まして自ら堅固也」とあり、以て字義に依る君臣の意義を知ることができる。

天覆地載の言は『易』の「天尊く地卑くして乾坤定まる矣。卑高以て陳して貴賤位す矣」の語に其の意が似て居るから、これから出たものであらうか。君則天は「君天也」

の語が『左氏傳』に出て居る。又『管子』の中にも「令行禁止は主の分也、奉法聽從は臣の分也、故に君臣相與に高下の處也（乃至）上令して下應じ、主行ひて臣從ふ、此れ治の道也」との言から出たものか。語は斯くの如く儒家法家から出たものではあるが、その精神は我が國獨特のものである。

一、通解すれば「天皇一たび御言を下し給はゞ、是れを承はりて、どこ〳〵までも愼み敬つて遵奉しなければならぬ。我が大君即ち天皇は、天の如く尊くおはしまし、臣民は大地の如く堅固である。天は高く上から萬物を覆ひ育て、地は卑く下から萬物を載せてゐるので、自然は圓に調ひ、茲に春夏秋冬の四時が順り行くのである。即ち春は花咲き秋は實り、順序よく萬ての氣分が通ずることになるのである。それが一朝顚倒して、地が上になり天が下になつたと假定したらどうであらう。世界は崩れ壞れるより致し方がない。日本に於ける君臣の大義は、恰度これと同じことである。天皇は高御座におはしまして萬民を惠み育て給ひ、臣民は下にあつて仕へまつり、天皇言へば臣民は謹んで是れを承はる。主上の行ひ給へる處は、臣下萬民それを規範として、草木の風に靡くが如くあらねばならぬ。故に天皇の御言を承つては必ず謹んで遵奉しなければならぬ。若し謹み遵奉しなかつたならば、自然國家は破壞せらるゝであらう」との思召と伺ひます。

餘義と味讀

一、この第三條は　明治天皇が明治二十二年二月十一日發布せさせ給ひし大日本帝國憲法の第一條に「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」と、又第三條に「天皇は神聖にして侵すべかず」と同樣の思召に基かせ給ひしことゝ伺はれます。

一、實に此の一條は十七條の中心にして、一切を天皇の大權に歸一せしめんとし給ふ思召であります。是れ卽ち動もすれば閥族跋扈して、天日を蔽ひ奉らんとするが故に、特にこれを述べて國體を明徵にし給ふ思召であります。故に前後の十六條は、蓋し本條を明瞭ならしめ給ふに外ならぬものと伺ひ奉る。

太子は、かやうに國内に對つて天皇の大權を確立し給ふとともに、又外國に對して天皇の尊嚴なるを示し給ひし御功績は實に偉大であります。

一、太子以前の支那に對する外交は、極めて曖昧なものであつた。無論支那は我が國を屬國扱ひにして居りました。茲に太子は以前の曖昧外交を清算し給ひ、小野妹子を使とし、隋の煬帝に送られた國書の如きは、實に痛快なものでありました。この時のありさまを『通鑑綱目集覽』には「隋の煬帝大業四年戊辰三月、倭國入貢す。倭王書を遣り曰く、『日出處の天子書を日沒處の天子に致す恙なきや』と帝之を覽て悦ばず。鴻臚に詔し、蠻夷の書禮無き者、奏することと勿らしむ」と記錄されてあります。元來支那は自國を中華と誇つて常に自ら尊大に構へ、國外の國々を四夷八蠻とか北狄東夷、西戎南蠻等と稱して、屬國と考へて居つた。日本は實にその東夷中の一國であつた。さうして從來倭國といつて朝貢して居たと思うて居つたのにこゝに出し拔けに此の國書が來たのですから、煬帝の驚きと怒りは一方でなかつた。併し我が國からいへば、

神代已來一度も汚されたことのない我が國が、支那と對等の國交をすることは當然だといふ太子の自信によつて、金甌無缺の國體を顯示されたに外ならぬのであります。

『善隣國寶記』には、この時のありさま、及び其の後の事を記述して、「『日出處の天皇、書を日沒處の天子に致す』と、隋の煬帝之を覽て悦ばず。猶ほ其の意義の高邁を怪みて、裴世清等十三人を遣はし、因高(小野妹子)を送り、來りて國風を觀る。其の書に曰く『皇帝倭王を問ふ』と、聖德太子甚だ其の天子の號を黜けて倭王と爲すを惡みて、而して其の使を賞せず、仍りて書を報じて曰はく『東天皇西皇帝に白す』と云々」といつてあります。この小野妹子を支那に遣はし給ひて「東天皇敬つて西皇帝に白す」の國書を送られしことは、日本書紀にも見えてゐます。實に太子の外國に對する態度は堂々たるものであつた。

第四章　上下禮儀

【本文】四曰。群卿百僚。以禮爲本。其治民之本。要在乎禮。上不禮而下不齊。下無禮以必有罪。是以群臣有禮。位次不亂。百姓有禮。國家自治。

【和譯】四に曰く群卿百僚、禮を以て本と爲よ。其れ民を治むるの本は、要ず禮に在り。上禮なきときは下齊らず。下禮無きときは、必ず罪有り。是を以て、群臣禮有るときは、位次亂れず。百姓禮有るときは、國家自ら治る。

名稱と由來

一、本條は、上下禮儀章と稱し、上下ともに禮儀を重んじ、以て秩序を正しくすべきことを示させられたものであります。

今この條の動機を伺ふに、先に國家の大本を示し給ひ、此の第四條は其の神聖不犯の大權より、やがて之が下に及んで上下の秩序が齊整されねばならぬやうに、實際政治の第一着手として禮儀の大切なることを制定し給うたものです。是れ新文明の未だ廣く及ばなかつた時代に於ては、如何に必要なものであつたかは想像に難くありません。

語義と通解

一、本條の名稱禮儀とは禮儀作法のことで、禮は大きく儀は小さい、『詩經』小雅の篇に「禮儀既に備はる、鐘鼓既に戒しむ」とある。禮の字は禮儀禮義禮讓禮節等と熟する文字で、體也理也と讀みます。又禮は人倫五常(仁義禮智信)の一つで、すべて人の履み行ふべき秩序の儀式です。儀は法則のこと。群卿百僚とは多くの役人達のこと、群卿は國政を司る重臣のこと、百僚は其の下にあつて百般の事務を分掌する官吏のことです。

一、通解すれば、「政府の重臣達も、其の下にある官吏も、禮儀が尤も大切である。人

民を治める基は必ず禮儀秩序でなくてはならぬ。而してこの禮儀は相互のものであつて、上の人達が、唯下を戒めるだけで、自分が正しい禮儀を實踐しなければ、下の者が恨んだり不平をいつて、決して秩序の齊ふものではない。又下の者が禮儀を缺くと、自然と國家の法制に背いて罪を犯すやうになる。故に上に立つ役人達が禮儀を正しくすれば、地位順序が亂れず、秩序が整うて來る。又下にある農工商(百姓)の人達が禮儀を守るなら、國家は自然に治まるのである」との思召です。

餘義と味讀

一、特に太子は禮儀の大切なることを思召て、この憲法制定の前年、卽ち推古天皇十一年冬十二月十二階の官位を定め給ひました。卽ち大德・少德・大仁・少仁・大禮・少禮・大信・少信・大義・少義・大智・少智の十二階であります。而して冠の色によつて一目瞭然に數多い群卿百僚の位がすぐ判るやうにして、禮儀を正されました。その色彩は紫・青・赤・黃・白・黑の六つであつた。

一、明治十五年一月四日軍人に下し賜はつた勅諭には、「軍人は禮儀を正しくすべし」と詔らせ給うて、「上級の者は勿論、停年が己より舊きものに對しては、すべて敬禮を盡すべし」と嚴に規定あらせられ、而も「上級の者は下級のものに向ひ、聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず」と戒め給ひ、「務めて懇に取扱ひ、慈愛を專一と心掛け」よとお諭しあらせられてあります。今この憲法の第四條と、彼の勅諭とを併せ頂いて、聊も變らぬ御精神を感戴すべきであります。

一、されば一家庭の上、一町村等の上、さては學校、會社、銀行のやうな集團の上にも、この聖旨を體認して居つたならば、秩序は、整然とし、能率は一層增進し、國家は期せずして隆盛となるでせう。然るに近年、自由平等が叫ばれ、至る所に階級打破が主張されました。併し其の結果は弊害百出でありました。そのため總ての綱紀は紊亂し、種々の害毒を流すやうになつて來ました。自由平等は眞理の上に味得すべきものです。故に差別に卽せない平等、秩序を忘れた自由は、百害あつて一利をも見出す

ことはできません。嚴肅なる規律のある所に、眞個の自由の世界が見出され、差別の現象界に自ら平等の眞理が發見される底のものでなくては本當のものではありません。

一、倘ほ禮儀について各自がそれ〳〵自分の分限に從ひ持場を守つて、自分を傷けず、他人を犯さぬのがまた禮儀であります。自分を生かす智慧と、他人を生かす尊敬の工夫を必要とします。是れ卽ち自利利他の態度です。然るに自己を省みず徒らに他人のおせつかいにばかり浮身をやつしてゐますと、とんでもない自分も失敗し又他人に迷惑をかけることがあります。そこに一段の工夫を要する所以があるのではありますまいか。茲にも秩序禮儀の大切なる謂があります。

第五章　無貪辨訴

【本文】五日。絕餐棄欲。明辨訴訟。其百姓之訟。一日千事。一日尙爾。況乎累歲。頃治訟者。得利爲常。見賄聽讞。便有財之訟如石投水。乏者之訴似水投石。是以貧民則不知所由。臣道亦於焉闕。

【和譯】五に曰く。餐を絕ち欲を棄てゝ、明かに訴訟を辨へよ。其れ百姓の訟は一日に千事あり。一日すら尙爾り。況や歲を累ねてをや。頃訟を治むる者、利を得て常と爲し、賄を見ては讞を聽す。便ち財有るものの訟は、石をもて水に投ぐるが如く、乏しき者の訴は、水もて石に投ぐるに似たり。是を以て、貧しき民は、則ち所由を知らず。臣の道、亦蓋に缺けぬ。

名稱と由來

一、本條は無貪辨訴章と稱し、貪ることなくして訴を辨ぜよといふことで、官吏が酒食の饗應や賄賂に依て、不公平な裁判をすることを戒め給うたものです。

一、聖徳太子の御時代は、司法と行政の區別がなく、政治家の職として、總て裁判をも司つて居つたものです。その當時は賄賂や饗應に依つて不公平な判決をなし、そのために泣いて居つた人民も夥しかつたことが察しられるのであります。故に本條を制定して、官吏を戒め給うたものです。

語義と通解

一、無貪辨訴の名稱は、本文の絶餮棄欲が無貪の二字に當り、明辨訴訟が辨訴の文字に當ります。餮は、本字は餮で、音は他結切、貪食也と訓み、宴席の饗應を受けることに當ります。欲も貪也と訓み、茲では賄賂のこと。其百姓之訟一日千事一日尙爾況乎累歲とは訴訟の多いことを述べ給うて、大小の訴訟は一々公明正大に辨理すべきであるとの御意。讞は音魚列、議罪也と訓む。如石投水似水投石は『文選』の「水を以て石に投するに似たり之を受くる莫し、石を以て水に投するが如し之に逆ふ莫し」とある語に基き給うたものと見える。

一、之を通解すれば、「官吏は酒食の饗應や、賄賂を斷然斥けて、人民の訴訟を明かに辨別せなければならぬ。人民の訴へは一日の事件でさへ約そ千もあるのだから、歳を累ねたなら、どれだけの多數に昇ることだらう。この多くの訴訟は一々公明正大に辨へなければならぬ。然るにこの頃訴訟を治むる官吏は、利益を得るのが當り前のやうになつて、賄賂の多少に依て裁判してゆくのであるから、財産の有る富める人の訴訟は、石を水の中へ投げるのに投げ損じのないやうに聽き屆けられるし、又財産のない貧乏人の訴訟は、水を石に投げても水が石の外へ流れてしまふやうに聽き屆けられないい、卽ち金の有る者は無理も通るが、無産者は道理があつても聞き入れられず、由る處もなくなり、遂には國家を恨むやうになり、國政は亂れ、官吏たるの道を缺くことになるのであるから、司直の任にあるものは、餘程正しくなければならぬ」との思召です。

一、司法權の神聖なるべきことは、『帝國憲法』の第五十七條に依れば、「司法權は天皇の名に於て、法律により、裁判所これを行ふ」とあり、又『判事懲戒法及び官吏服務規律』には、「官吏は職務の內外を問はず、廉恥を重んじ、貪汚の所爲あるべからず」と、賄等に依て行動することを戒めてあります。以てそれをこの十七憲法第五條に參照する時、意味がいよ〳〵明瞭になります。

一、『蒙求』の中に有名な話があります。後漢の太尉楊震といふ人が、或訴訟事件を取扱つて居た時、一日黃昏、王密といふ男が訪ねて來た、其の訴訟を自分の勝にして貰ふために、こつそりと澤山な黃金を出した。楊震は「こんな物は自分は受けられない」といつて斥けた。王密「でも今時は誰も知つて居るものはないから、是非受取つて頂きたい」と懇願したが、楊震は儼として「天知る、地知る、我知る、汝知る」といつて受取らなかつた。之を楊震の四知といつて美談となつて殘つてゐます。かやうに天地の照覽を畏れ、所謂「暗ざる處を戒愼し、聞かざる處を恐懼する」の心掛けがあつたなら、公明正大が自然に行はれるのであります。

一、又本條の思召は、單り國務上に必要なばかりでなく、その他の集團の上にも必ず心掛けねばならぬ大切なものです。一家の長となり、或は一團體の上に立つて部下を統率する上にも、是非心得ねばならぬことで、部下の要求にも樣々あつて、上にある者はよくそれを取り上げて、善處することを忘れてはならぬ。若上にあるものが、私情によつて依怙贔屓したり、或は音物を持つて近づくもののいふ事ばかりを用ゐたりするやうなことは、大に愼むべきことです。我れ〳〵に一つの信仰があつたなら、決して暗で働きかけて來るものを取り上げるやうなことは出來ない筈である。

第六章　懲悪勧善

【本文】六曰。懲悪勧善。古之良典。是以無匿人善。見悪必匡。其詔詐者則爲覆国家之利器。爲絶人民之鋒劍。亦佞媚者。對上則好說下過。逢下則誹謗上失。其如此人。皆無忠於君。無仁於民。是大亂之本也。

【和譯】六に曰く。悪を懲し善を勧むるは、古の良典なり。是を以て、人の善を匿すこと無く、悪を見ては必ず匡せ。其れ詔ひ詐く者は則ち国家を覆す利器たり、人民を絶つ鋒れたる劍たり。亦佞しく媚ぶる者は、上に對ひては則ち好みて下の過を說き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗る。其れ如此の人は、皆君に忠無く、民に仁無し。是れ大亂の本なり。

名稱と由來

一、本條は懲悪勧善の章と稱し、悪を匡正して懲し善を勧め励ますべきことを御教示になりました。

一、上の章に於て、官吏が明に訴訟を辨ずべきことを教へ給ひ、本章に於ては、上に媚び下に苛酷なるは國政の亂るゝ基なりと誡め給うた。卽ち太子當時の官吏が、上に媚び下に苛酷にして上下の間に立ち譎詐百端、終に國政紊亂の基をなしたるを以つて、之を制定あらせられたものです。

語義と通解

一、懲悪勧善の語は『左傳』の序にあり、又『孔子家語』に「善人と與に居すれば、蘭草の室に入るが如し。（乃至）不善の人と與に居すれば、鮑魚の肆に入るが如し云々」とある。無忠とか無仁とか大亂之本とかの語は、臣下を戒め給うたもので、『止觀弘決』に六正臣（聖臣大臣忠臣智臣貞臣直臣）六邪臣（愚臣諛臣姦臣讒臣賊臣亡臣）が列ねてある。

一、通解すれば、「悪を懲し善を勧め励ますことは、古の聖人の殘された良い典範で

ある。だから人の善いことは之を匿さないやうに世間へ表彰して善を勵ますやうにせねばならぬ。又人の惡いことを見たならば、必ず親切に戒めて匡正してやり、懲らすやうにせねばならぬ。全體上に諂うて人を欺くものは、國家を轉覆させる鋭利武器のやうであり、佞て媚ふ者は常に二枚舌を使つて、上に對しては下の過を告げ、下に向つては上の失を誹つて、自分は善い顏をしてゐるものである。かやうな人は、必ず君に對して不忠であり、人民に對して不仁である、恐るべき大亂の本をなすものである。」との思召であります。

餘義と味讀

一、『無量壽經』下卷に「心に任せて自ら恣にし、更相に欺惑し、心口各異にして言念實なく、佞諂不忠にして言を巧にして諛ひ媚ぶ」とある佛說と全く一致する御教訓であります。卽ち長上の惡口をいうてはならない。又濫りに部下の過失を發くべきではないとの思召であります。

一、この御言も亦家庭やその他の集團の上に最も大切な教訓であります。人を治める上に惡を懲らし善を奬勵すべきはいふまでもありません。尤も私的な場合には、勸善を主とし懲惡を伴とせねばならぬことは注意すべきことです。善事は成るべく之を表はして讃むべきであり、惡事は親切に匡正してやり、漸次に良心に訴へて、自ら懲らしめる方法を取る手心が必要です。然るに勸善懲惡の方法を正しくせず、諂ひ欺き媚び諛ひ、上に向つては人の善事を匿し、下に向つては上を惡しざまに誹つて、自分だけ善い顏をするやうなことは、大きな亂れとなる本であるから、戒むべきであります。

第七章　官人尅念

【本文】七日。人各有任。掌宜不濫。其賢哲任官。頌音則起。奸者有官。
禍亂則繁。世少生知。尅念作聖。事無大少。得人必治。時無急
緩。選賢自寬。因此國家永久。社稷勿危。故古聖王。爲官以求
人。爲人不求官。

【和譯】七に曰く。人各任有り。掌ること宜しく濫れざるべし。其れ賢哲官に任さすときは、頌音則ち
起り、奸者官を有つときは、禍亂則ち繁し。世に生れながら知るひとは少けれども、尅く念ひ
て聖と作る。事、大少と無く、人を得て必ず治まる。時、急緩と無く、賢に選ひて自ら寬なり。
此に因りて國家永く久しくして、社稷危きこと勿し。故れ古の聖王、官の爲に人を求め、人の爲に
官を求めたまはず。

名稱と由來

一、本條は、官人尅念章と名けられ、政治の要道として、賢哲なる人を選んで官に任ずべきことを示し給うたものです。卽ち官人は尅く念ふの人、よく道理を思惟し修養した人でなくてはならないといふことです。

一、この條項に於ては、太子が氏族世襲の制度を排して、人材を登庸し給ふ思召が尤も強く顯はれてゐます。卽ち太子は極力閥族を斥け、官位制を設け給ふ理由を明示し給うたが此の一條で、纏て大化の新政と最も密接な關係のある處であります。

語義と通解

一、克念作聖は『周書』の語、奸者在官禍亂則繁は『孝經』の「諫む可きを見て諫めざる之を尸位と謂ふ。退く可きを見て退かざる之を懷寵と謂ふ。懷寵と尸位とは國の姦也。姦人朝に在れば賢者進まざる也」と。又『史記』に「奸臣朝に在るは國家の殘也。讒臣中に在るは王の蠹也」とあります。克念は勉め勵みて修養することです。寬は緩也大也裕也廣也。舒也不猛也。愛也と訓む。社稷は社は土の神、稷は穀の神、國家の義。

一、通解すれば、「人にはそれ〴〵の任務に適任と不適任とがある。その官職卽ち職

掌を任用するに濫なことをしてはならぬ。賢い事理に哲な大人がその官位を任つて居ると、國民が安堵して、政治を頌る聲が四方に起つて來る。けれども奸惡な小人が官位を保つて居ると天下は治らず、禍頻りに起り、世は亂れるのである。爾るにその官位を任つに耐へられるやうな人材は乏しいものではあるが、併し生れながらに知つて居るといふやうな天才は少いものである。けるども克修養させると、聖い立派な人となることができるのである。だから人材は養成しなくてはならぬ。人材さへできて來れば、政治の實は自然に擧つて來る。卽ち事の大小に拘らず、聖い人を得れば必ず國家は圓滿に治まり、平常の時でも、賢い人に遇つたなら、寬に治まるものである。つまり人材を適當に任用しさへすれば、國家は永久に榮え、國土も五穀も調うて危殆に陷るやうなことはない。故に昔の聖王は職分を調へるために人材を求められ、決して人の御都合次第で役目をつけるやうなことはせられなかつた、卽ち情實に囚はれて人の好惡を考へず採用するやうなことは決してなかつたものである」と

の思召です。

餘裕と味讀

一、國家の政道のみならず、何れにしても適材適所で、人を使ふに適當な配置を忘れてはなりません。自分の身中や味方であるからといつて、その人を重要な地位に据ゑたりすることがよく世間に行はれるものであるが、決してそれは成功の道ではない。一家庭に於ても吾妻を見、吾子を見るにも必ず適材適所のあることをよく注意せなければならぬ。

第八章　早朝晏退

【本文】八曰。群卿百僚。早朝晏退。公事靡監。終日難盡。是以遲朝不速于急。早退必事不盡。

【和譯】八に曰。群卿百僚、早く朝り晏く退でよ。公事監靡し、終日にも盡し難し。是を以て、遲く朝るときは急なるに速ばず。早く退るときは、必ず事盡くさず。

名稱と由來

一、本條は早朝晏退章と名け、官に仕へるものは、朝は早く出勤し、夕は晏く退けよといふことを制定して、百官の精勤を勵まし給うたものです。

一、全體本條は、太子の時代には特に大切であつたので、一は官の勤務に對して忠實な用意もなく、唯權門閥族の御機嫌を伺ふことにばかり手間が取れ公務を疎かにすることを戒め給ひ、一は元來時計もない時代であるから、時間の觀念もなく、忙しい仕事を閑人の手弄みのやうにしてゐることを指摘して、漸く時の觀念を植附け給ふ。これが鑑て　天智天皇の漏刻の時計を創始し給ふ前提と伺はれます。

語義と通解

一、早朝の朝は朝庭のこと、卽ち早天に朝庭のお役所に出勤すること。晏退の晏は晩也と訓む。『史記』に「晏く出で蚤く休む者は之を訓諭す」とある。公事靡監は『毛詩』に「王事監きこと靡ければ、我が父母を憂ふ」と。註に「靡は無なり、監は堅固無きなり」とありて、王事になまけず、ずるくやらないで精勤してゐると、父母を省みる暇がないため、唯心に憂へてゐるばかりであるといふ意である。公事は私事に對し、是れ十五條の「私に背き公に向ふ」と、『教育勅語』の「義勇奉公」の御意と同じ。靡監は忠實にして、よいかげんなことをせないといふ意。

一、通解すれば、「官人は早天に朝庭に出勤し、夕方は晩まで勤務して退くやうに勉勵しなければならぬ。すべて公の仕事は、よいかげんなことをしてはならぬ。充分行

き届くやうにしようと思へば、中々一日中勤めても盡し難いものである。それに遲く出勤したなら、急な事件が起つた時に間に合はず、早退して歸つたなら事務も片付けて仕舞ふことができなくなるに違ひないのである」といふ思召です。

餘義と味讀

一、私達は家庭に於ても社會に對しても、第一仕事に忠實でなくてはなりません。爾るに朝は遲く出勤して、而も退く時には時間が來たからといつて、大切な事務でも中途半端にして片付けて仕舞うて事務を澁滯さすやうなことを聞くが、これらは戒むべきことで、仕事に對して甚だ不忠實な事であります。それと同時に時間の嚴守すべきことは、社會道德上決してゆるがせにできないことは、今更說明するまでもないことです。

第九章　毎事有信

【本文】 九曰。信是養本。毎事有信。其善惡成敗。要在于信。群臣共信。何事不成。群臣無信。萬事悉敗。

【和譯】 九に曰く。信は是れ義の本なり。事毎に信有れ。其れ善惡成敗、要ず信に在り。群臣共に信あるときは、何事か成らざらむ。群臣信無ければ、萬事悉に敗る。

名稱と由來

一、本條は、毎事有信章と稱し、官に仕へる者は萬事につけて信義を本とすべきことを諭し給うたものです。

一、太子の御時代はみな權謀術數を事として、內は虛僞不實に、外は佞諂不忠の徒が跋扈して居りましたから、太子は特に此の一條を制定し給うて信義の重んずべきことを知らしめ給うたものです。

語義と通解

一、信是義本とは、信は慤實也不疑也と訓み、信義と熟する時は、信實にして正しいといふ義で、『南史周敷傳』に「信義を開敷し、皆往て之に依る」とあります。

一、通解すれば、「まごゝろは己の本分を履み行ふ正しい生き方の本である。それ故に萬事まごゝろがなくてはならぬ。すべて善事の成功し、惡事の結局失敗に終るといふのも、このまごゝろの有無に因るのである。群臣みな共にまごゝろさへあつたなら、いかなることでも成功しないといふことはない。然るにもし官人にまごゝろがなかつたなら、萬事みな失敗に終るのである」との思召です。

餘義と味讀

一、字義の下にも、『玉篇』の二義を出したが、信には元來誠實の義と不疑の義とあつて、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫の中に於ても、お互の間にこのまことがなかつたならば、小にしては家庭も、乃至大にしては國家も、覆滅してしまうであります。

ませう。されば『臣軌』の中にも、「臣と爲て信ならざれば、以て君に奉ふるに足らず。子と爲て信ならざれば、以て父に奉ふるに足らず。故に臣、信を以て其の君に忠なる則は、君臣の道愈〻睦じ。子信を以て其の父に孝なる則は、父子の情益々隆し」とあります。人間にこのお互の信賴する心が段々無くなるものであるから、世は圓滿にゆかないのであります。卽ち誠實を持つていつたならば、相互の間に疑の隔牆は除かれ、上下同僚一枚となつて相信賴することができ、いかなる困難をも突破することができるのであります。

第十章　無瞋任他

【本文】十日。絕忿棄瞋。不怒人違。人皆有心。心各有執。彼是則我非。我是則彼非。我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。是非之理。詎能可定。相共賢愚如鐶無端。是以彼人雖瞋。還恐我失我獨雖得。從衆同擧。

【和譯】十に曰く。忿を絶ち、瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心有り。心各執れること有り。彼是すれば則ち我れ非ず、我れ是すれば則ち彼れ非ず。我れ必ずしも聖に非ず。彼れ必ずしも愚にあらず。共に是れ凡夫のみ。是非の理、詎か能く定む可き。相共に賢愚なること、鐶の端無きが如し。是を以て彼の人は瞋ると雖も、還りて我が失を恐れよ。我れ獨り得たりと雖も、衆に從ひて同じく擧へ。

名稱と由來

一、本條は無瞋任他章と稱す。任他の文字はこの本文中には見えませんが、意を取つて名づけたものでせう。任他は、「さもあらばあれ」と訓み、遮莫とも書きます。唐以後の俗語です。まゝよ、さうであらうともといふ意味です。『元稹詩』に「眼前の仇敵都て問ふことを休めよ、身外の功名一に任他」とあります。それで無瞋任他といふことは、「瞋つてはならない、たとへどうあらうとも」といふ程の意でせう。

話義と通解

一、此の一條は、お互に凡夫同志のことだから、たとへどのやうなことがあらうとも瞋つてはならない。銘々自己を反省して、皆共に和合し、萬事を行うてゆかねばならぬと示し給うたもので、第一條の「以和爲貴」の御精神を更に茲に重ねて明し給うたものです。

一、忿は心のいかりと訓んであります。瞋はおもてのいかりと訓んであります。佛教では、『倶舎』に依れば、忿は小煩惱地法に屬して憤らしむ惡作用とあり、瞋は不定地法に屬し瞋恚の作用とする。又『唯識』では、瞋は根本煩惱とし、忿は隨煩惱に屬してある。何れにして

も煩惱の心理作用の表現であります。執は執着することであり、我は迷ひの根本である。凡夫の二字は佛教の專門語で、平凡な人間といふこと、夫は男であるが、今はすべて人間と見て差支へない。

一、通解すれば、「內心に憤りを含み、外相に瞋りを表はすことを愼まねばならぬ。人が自分と反對だといつて怒つてはならない。なぜなればいかなる人間でも、銘々顏の異つてゐるやうに心も異つてゐるのだから、各々異つた意見を執することになるのである。故に對手が是と考へてゐる處を、こちらは非と思ふこともあらうし、こちらの是と思ふ處を對手が非と考へることもあるであらう。けれども達觀して見ると、自分が必ずしも聖人といふわけでもなく、對手が必ずしも馬鹿といふわけでもなく、お互につまらない凡夫同志だ。是といつたつて、之が間違ひのない道理だとはどうして俄かに定められよう。お互に賢がつたりつまらながつたりすることは、丁度環の端のないやうに、こゝが端だ、イヤこゝが端だと、いくら爭つても果てしのつかぬやうなものである。だから對手が瞋つても、自分も同じやうに腹を立てないで、却つて自分の過失を反省しなければならぬ。又よし自分が獨り道理を正しく會得して居る場合でも、和合して、みんなと一緒に行ふやうにせねばならぬ」といふ思召です。

餘義と味讀

一、私達は家庭にあつても社會に對しても、夫婦親子の間や、親族朋友同僚に對して怒つてはならない。人間にはそれ〳〵考へがあるものでも、中々一樣にゆくものではありません。一方が是と思うてゐても、一方では非と考へることもよくあります。併し實際どちらが是か非か、どちらが賢か愚か、一概に決られるものではありません。故に自分の思ふ通りにならないからといつて、腹を立ててはなりません。

一、瞋恚の恐るべきことは、聖人の常に說かれてある處です。況や佛經には特に戒められてあります。私達は餘程自ら警戒しなくてはなりません。この瞋恚を防遏する處

の意志の修養を常に怠らないやうに心がけるべきです。尤も人の性質によつて怒りッぽい人間と、左程でもない人とはありますが、併し瞋りを表さない人にして却つて心に忿恨を懐く人があり、後日の恐ろしい復讐となつて顕はれるやうなことが往々ありますから、いよ〳〵自ら警戒しなくてはなりません。

第十一章　賞罰功過

【本文】十一日。明察功過。賞罰必當。日者賞不在功。罰不在罪。執事群卿。宜明賞罰。

【和譯】十一に曰く。功過を明察にし、賞罰必ず當てよ。日者、賞は功に在てせず。罰は罪に在てせず。事を執れる群卿、宜しく賞罰を明かにすべし。

名稱と由來

一、本條は、賞罰功過章と稱し、賞罰を決するには必ず功績と罪過を明かにすべきことを訓諭し給うたものであります。

一、太子當時の閥族政治は、賞罰がつねに情實に流れ功罪明かならず、故にこの御制定をなされたものです。而して第六條の懲惡勸善章の御制定と關係を有する條項です。

語義と通解

一、功過賞罰の語は、『史記』に「勞大いなる者は其の祿厚く、功多き者は其の爵尊し」と。『左傳』「大功を論ずる者は、小過を錄せず」と、又「功無きの賞と、不義の富は禍の媒也」と。『韓非子』に「古の善く人を用ゆる者は、必ず天に循ひ人に順ひ、而して賞罰を明かにす。賞罰明らかにすれば卽ち伯夷盜跖亂れず、かくの如きは白黑分かる」と。『管子』に「賞を用ゆる者は信を貴び、刑を用ゆる者は必を貴ぶ。刑賞信必、其目の見る所に於てすれば、則ち其の見ざる所も闇に化せざる莫し矣」等の字句に類して居る。

一、通解すれば、「功績と罪過とを明瞭に觀察して、恩賞と刑罰とを必ず正當にやらなければならない。決して濫りに恩賞を與へ、濫りに刑罰を加へてはならぬ。然るに此の頃は、其の恩賞を與へるにも刑罰を加へるにも、門閥や賄賂等の情實に囚はれて、適切でなく甚だ不當であることは憂ふべきことである。今後政務を司どる處の官吏は、賞罰を行ふ時宜しく公明正大でなくてはならぬ」との思召です。

餘義と味讀

一、賞罰を明白にすべきことは、儒教の德治主義等よりも寧ろ『管子』、『韓非子』等の法家の法治主義に關係が多い。元來太子は佛教の教化主義、儒教の德治主義を治世の要道とし給ふと雖も、又法家の法治主義を採用なされた場合も多かつたやうです。本條の如きも法家の言を御採用になつてゐることと伺はれます。卽ち教化主義・德治主義・法治主義が渾然として一の法律をなしたものでせう。かういふ意味から、此の第十一條は法律としての價値を裏づける上に、研究すべき必要な條項のやうに思はれます。

一、元來此の憲法は、上にも屢々述べたやうに、當時尤も弊害の大い族制政治を打破して、一君萬民の國體を明徵にし給ふことが主眼となつて居ます。卽ち天皇と領主との二君に仕へるやうな組織になつて居つた封建制度を、日本國民として天皇の外に君とすべからざることを明示し、閥族が領土や人民を我が物顏に振舞ふことを飽まで戒

め給ひ、尚ほ彼等閥族が互に黨を作つて爭闘を事として居る弊害を矯正し、萬民悉く天皇の御許に和かに相集ひ、いかなる賤しいものも共に皇室の御仁徳に浴せしめ、擧國一致、平和の殿堂を大日本國土の上に建設せんと思召たのが太子の御理想であります。

一、實に外には強大なる支那の動もすれば、我が國を領土視せんとするあり、內には閥族政治の弊害積重せるものある中に、此の肇國以來の理想を實現し給ふことは容易の業ではありません。それには單に冷やかなる法治的な方法のみで進み得べきものではない。どうしても教化主義・徳治主義を根底としなければ遂行できない。故にこの憲法中、往々支那法家の言をも採用し給ふと雖も、御意は惟神の和魂、儒教の徳治主義、佛教の教化主義に御腹を据ゑさせられたものと伺はれます。私達も茲に据つて、本條や先の第六條を伺はねばならぬことと思ひます。

一、本條を拜讀する時、『無量壽經』下巻の悲化段に説かれたる、戰慄すべき人生の姿に想ひ及ぼすのであります。「心に任せて自ら恣に更々相欺惑す。心口各異にして言念實なし、佞諂不忠にして言を巧にし諛ひ媚び、賢を嫉み善を謗りて、怨枉に陷し入る」。「位に在りて正しからざれば、それが爲に欺かれ、妄りに忠良を損じ天の心に當らず」。「善人を憎嫉し賢明を敗壞す」。「尊貴自大なれば、横に威勢を行じて人を侵し易る」といふやうな經文があり、而して「天神記識し、犯せる者は赦されず。必ず快罰を加」へられることを、いま眼に見るやうに説かれてありますが、是れ正に太子當時の閥族の姿そのまゝであります。誠に古往今來、或は官吏の不明により、或は讒者の言により、或は私情によりて、罪なきに罰しられたもの幾千でせう。戰慄すべき事柄は枚擧に遑ないのであります。

一、本條も亦政治上のみならず、家庭社會の集團の上にも大切なる御訓誡であります。すべての上に、若し公平なる處置をなさず、功あるも賞せられず、罪あるも戒むる處なかつたならば、部下は亂れるでせう。或は一時の感情に任せて、依怙偏頗な處置をしてはならない。宜しく公明正大でなくては一家庭も治まらないでせう。

第十二章　不敛王民

【本文】十二曰。國司國造。勿敛百姓。國非二君。民無兩主。率土兆民。以王爲主。所任官司。皆是王臣。何敢與公賦敛百姓。

【和譯】十二に曰く。國司、國造、百姓に敛ること勿れ。國に二君非く、民に兩主無し。率土の兆民、王を以て主と爲す。任せる官司は、皆是れ王の臣なり。何にぞ敢へて公の與に百姓に賦敛らむ。

名稱と由來

一、本條を不敛王民章と稱し、日本の國民は皆王の民である。然るに國司國造らが、不當にも王民より年貢を收めさせてゐるといふことは、甚だ不都合であると戒め給うたものです。

一、太子當時、氏族制度の弊によつて、地方官や地頭が、土地や人民を私有視して賦役勞役を課し、租稅を收めさせて居たものですから、國體の本義に基いて、從來の認識不足を指摘し給うたものです。この一條は第三條と共に國體觀念を諦かにし給うた最も大切なるものです。

語義と通解

一、國司は傍訓に「みことともち」とあるが、これは天皇の御言を承持て政務を行ふ中央から派遣された地方官のこと。國造は「くにのみやつこ」と訓み國の奴の義、國々に領地を持つてゐる世襲の地方官、共に氏族制度の弊に泥んで居つたものである。敛は聚也收也と訓む。百姓とは、天下の民の總稱。國靡二君等とは『禮記』に「孔子曰く、天に二日無く土に二王無し云云」と、『詩經』小雅篇に「溥(孟子に普に作る)天の下王土に非ざる莫し、率土の濱王臣に非ざる莫し」とあり、率は循也と訓み、國のはてまでといふことを率土之濱といふ。

一、通解すれば、「地方の官吏が、國民から勝手に年貢を納めさせることはいけない。

全體國に二人の君はない。人民に二人の國主はない筈である。國土のはてまで、多くの國民はみな悉く王が主人である。地方の官吏に任命されて居るものも、みなこれ王の臣である。（況や萬世一系の天皇を戴く日本國民は、いふまでもないことである）。然るにその家來がどうして我がものがほに、皇室と同じやうに國民に勞役をいひつけたり、租稅をとつたりすることができようぞ」といふ思召であります。

餘義と味讀

一、この十二條は、實に大化の革新の前提となつたのであります。封建時代の諸侯、國司、國造等が、其の土地人民を私有して勝手に租稅を徵收して居たものを止めて、人民より徵稅の權能あるものは、唯天皇御一人であることを表明せられたので、これ卽ち封建制度破壞の宣言と見て差支へないのであります。

一、更にこの御敎誡を、我々生活の上に隨宜轉用させて頂けば、いかなる方面に於ても、自分個人の利益をはかつてはいけない。家庭にあつては家のためになるやう、銀行會社等ならば其の所屬の利益のために、決して私慾のためにしてはならぬのであります。而してそれがやがて朝家の御ためといふ大精神に歸一せられねばならないのです。それは獨り經濟上のことのみではない。その指導的立場にある人は、たとひ部下に對しても、これは大切なるその所屬の團體の一員である、否大切なる王臣をお預りしてゐるのだといふ心がけがなくてはならぬ。又家庭に於ける我が子女、我が弟妹に對しても、乃至店員や女中に對しても、我が物がほに私してはならぬ、實に大切なる陛下の赤子をお預りしてゐるのだといふ考を持たなくてはなりませぬ。

すめろぎに、つかへまつれと、われ生みし、
わがたらちねぞ、尊かりける

第十三章　同知傍職

【本文】十三日。諸任官者。同知職掌。或病或使。有闕於事。然得知之日。和如會識。其以非與聞。勿妨公務。

【和譯】十三に曰く。諸の任せる官者、同じく職掌を知れ。或は病し或は使して、事を闕ること有らむ。然れども知ることを得む日には、和ふこと會へ識るが如くせよ。其れ與り聞くこと非しといふを以て、公務をな妨げそ。

名稱と由來

一、本條を同知傍職章と名け、つねに同僚の職務は知つて置いて、若し傍の人が缺席した場合は代りて之を務めるやうにと、訓誡し給うたものです。

一、つまり官吏の和衷協同を諭し給うた一章です。常に官吏が和協の精神なく、我執に囚はれ互に嫉視し合ひ、而も責任を他に轉嫁せんとするが如きは戒むべき處です。

かゝることは小事ながら、太子の御時代には非常に多かつたものですから、その個人主義の我執を戒め給うたところです。

語義と通解

一、如會識とは、曾て識つてゐたやうに親切慇懃にすべしとの意です。

一、通解すれば、「いろ〳〵の職に任ぜられてゐる官吏は、自己の擔當してゐる職掌は無論のこと、同僚の受持つて居る職掌をも知つて置くべき必要がある。なぜなれば同僚が病氣とか、或は他へ出張して居るとかして、留守である場合に、それは俺の責任ではないと、不親切にたづさはらないやうなことがあつては、事を缺いて事務に澁滯を來すからである。然れども、之を知つて置いて和かに、既に解つて居るやうに、人民に取扱つてやると、人民も滿足して事が圓滿に運ばれるのである。必すおれは知らないなどといつて、大切な公務を妨げてはならない」といふ思召です。

一、因にこの文章を、「自分の病氣や不在のために、自分はその事に與らなかつた仕事

でも、再び之に關係するやうになつた上は、これは俺がやつた仕事ではないと、逃避してはならない」と解釋したのもある。

初の解釋によれば、和衷協同して同僚互に援け合ふべきことを諭し給うたのが主となつて居ます。後の解釋によれば、無責任なることを戒め給うたのが主となつて居るやうです。どちらにしても「人民に對して窓口を親切にすべきこと」を敎誡し給うたものです。

諺義と味讀

一、人間はすべて互助の精神がなくてはなりませぬ。一家庭にあつても、妻が病氣の時には、主人が炊事の方にも衣服調度の方にも心を配らねばならず、又主人が不在の時には、妻が商品の仕入れも來客の應接もやらなくてはなりませぬ。息子が不在の時事があつたなら、父は俺はそんなことは知らないといつてはならない。父が病氣の時に事があつたなら、息子はそれは親父の仕事だ、俺の關する處でないと逃避してはならない。又銀行や會社などにしても同じ事で、小さくいへば一課一局内、大きくいへば其の全體の事は、皆自分の責任であるといふ覺悟がなくてはならぬ。尤も今日はます〳〵分業になつて居ますから、自己の執務範圍は限られることになつては居ますけれども、それでも互に援助する心がけ、卽ち和衷協同の觀念、全體責任の精神は、如何なる所いつの場合でも大切なことであります。

第十四章　無嫉賢聖

【本文】十四日。群臣百寮。無有嫉妬。我既嫉人。人亦嫉我。嫉妬之患。不知其極。所以智勝於己則不悦。才優於己則嫉妬。是以五百歳之後。乃今遇賢千載以難待一聖。其不得賢聖。何以治國。

【和譯】十四に曰く。群臣百寮、嫉妬有ること無かれ。我れ既に人を嫉めば人も亦我れを嫉む。嫉妬の患、其の極を知らず。所以に智已に勝れば則ち悦ばず、才已に優れば則ち嫉妬む。是を以て五百歳之後乃ち賢に遇はしむとも、千載にしても一の聖を待つこと難し。其れ賢聖を得ざるときは、何を以てか國を治めむ。

名稱と由來

一、本條は無嫉賢聖章と名け、賢人聖人を嫉んではならないといふ意味です。卽ち嫉妬排擠を誡められたものです。

一、又本條は、第十條の無瞋任他の章とともに、第一條の「以和爲貴」の註解と見てよからうと思ひます。群臣が嫉妬するため、潛んでゐる偉大な人物が頭を出すことができず、五百年しても千年しても國を治める人物がかくれて出て來ないため、其の國が治まらないのであるから、嫉妬は實に恐るべきことであるとの御意です。

語義と通解

一、嫉妬は、『史記』に「女に美惡無く室に入れば嫉まる」、之が世間の人情だから、退けば誹り息み、死せば嘆くといふやうに、實に世間は輕薄なものである。五百歳之後乃遇賢は『孟子』の「五百歳にして王者の興るあり」より出づるか。千歳一聖は上の句に對して造語せられたものであらう。『尚書』に「黄河は千年にして一たび清し、聖人は千年にして一たび出づ」、『聖書』に「照帝の時、黄河一たび清めり、千年に一たび清みて聖人出で、百年にして賢人出づ」と、『文選』に「五百才にして賢人出づ」と。

一、通解すれば、「多くの官吏は互に妬み合つてはならない。自分が先方を嫉めば先方も亦自分を妬むやうになるのである。そんなにして互に嫉み妬みあつてゐると際限がなくなつて、それが繰り返されて段々深められて行く、茲に禍亂を生ずるやうになるのである。他の智慧が自分より勝れて居ると不愉快に思ひ、他の才能が自分より優つてゐるとすぐ妬む。五百年にして漸く賢人に遇へるのである。時には千年してもひとりの聖人を待つことは難かしいとしてあるのだ。その遇ひ難い聖人賢人を嫉妬して排斥したなら、どうして國家が治まらうぞ」との思召です。

餘養と味讀

一、私達は常に人の長所を尊敬することを忘れてはなりませぬ。徒らに他を妬んで自分の努力を棚に上げてゐることは悲しいことです。學校でも會社でも、すべての集團に於て、あれは月給が高いとか、よい方面に仕はれてゐるとか、受けがよいとかいふ時に、人の短所を指摘して妬み心が起るものですが、一時は凡夫の悲しさに起るのは止むを得ぬとしても、靜に思ひを回らし、それらの恵まれてゐる境遇の人には、何かそこには特長のあることも見てやつて、大にその人の延びてゆくことを念願してやる。而して自分は自分で、徒らに人を羨ます、延びる道を切り開いてゆくやうに、お互にしたならば、どれほど世の中は明朗になるであらう。世に嫉妬ほど、蛇のやうにいやらしいものはないが、而も自分の腹の中を探つて見ると、往々其の毒蛇のために惱まされるものである。ウンと嫉妬心の自制力を修養することが、何よりも大事でありませう。

第十五章　背私向公

【本文】十五曰。背私向公。是臣之道矣。凡人有私必有恨。有恨必非同。則以私妨公。憾起則違制害公。故初章云。上下和諧。其亦是情歟。

【和譯】十五に曰く。私に背きて公に向くは、是れ臣の道なり。凡そ人私有るときは必ず恨有り。恨有るときは必ず同らず、同らざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起るときは則ち制に違ひ法を害る。故れ初章に云へらく、上下和ひ諧れと。其れ亦是の情なるかな。

名稱と由來

一、本條は背私向公章と名けらる。私心を去つて公道に向ふべきことを諭されました。

一、太子の御時代は、閥族相爭ひ、私黨互に相軋り、奉公の氣風が頽れ、そのため法規が亂れた時代ですから、この教訓を垂れ給うたものです。

一、尙ほ公私の關係を最もやかましくいふのは、法家者流の特色であるから、茲は『韓非子』等の影響あるものと論じられてゐます。

語義と通解

一、背私向公は、『左傳』に「私を以て公を害するは忠に非ず」と、『公羊傳』に「家事を以て王事を辭まざれ、王事を以ては家事を辭せよ」と。私の字は、自分のことをいふ時と、公の反對で私設私立等の義と、私慾私通等邪曲偏頗な意との三つがある、今は其の第三の義。公は「おほやけ」と訓み、大宅、大家、總本家の意、卽ち我が國では皇室の御事。

一、通解すれば、「個人の私利私慾を去つて公道に向ふべきは、臣下たるもの丶道である。凡て私慾を以て曲つたことをする時は、必ず他から恨まれるのである。他の心に憾みを懷かす時は、人と協同和合ができない。協同和合ができないと、其の爲公務を妨げるのである。卽ち他の恨みがあると、遂には制度にも違反し、法律をも

害する結果となるのである。だから此の第一條にも「上下諧和」と上下和ぎ合ふべきことをいつたのも、つまり此の「背私向公」と互に協同和合すべきをいつたのである。」との思召です。

餘義と味讀

一、この條について、私達は無我の精神を味ふことができます。無私無我、これほど家庭生活の上にも、社會共存の上にも、必要なものはありませぬ。すべていかなる仕事をするにも、無我の精神を以て、皇室に報恩の赤誠を捧げんとする時、茲に億兆一體の心を成し、國家は益々榮え、籠てそれが又一家の繁榮となり、一段の進展を來たす所以ともなるのであります。

一、之をもう少し狹義に考へて、一の團體の一員となる時にも、一個人一私人としての利害を考へず、一の會社、銀行等の一組織體のために盡してゆかうといふ精神を修養すべきです。そこに私心を挾むと、自己のため又己の黨派のために都合の惡いことが起ると、不平不滿を懷き、團體の有利なことを考へずに、規定に反するやうな行爲をなし、遂に擯斥されるやうな結果になるのであります。

第十六章　使民以時

【本文】十六日。使民以時。古之良典。故冬月有閒。以可使民。從春至秋。農桑之節。不可使民。其不農何食。不桑何服。

【和譯】十六に曰く。民を使ふに時を以てするは、古の良典なり。故れ冬の月には閒有り、以て民を使ふ可し。春より秋に至るまでは、農桑の時なり、民を使ふ可からず。其れ農らずは何をか食はむ。桑とらずは何をか服む。

名稱と由來

一、本條は、使民以時章と名け、人民を使役するに、時期の大切なることを示し給うた一條です。

一、太子の御時代には、すべて政府の勞役に人民を使つたものです。それで徵稅の一部として「庸」の名稱があります。庸は用で、人民の勞役を稅の一種としたものです。

がその勞役には、よく人民の生活ということを考へて、時節をはかつて使役しないと、人民の迷惑は非常なものであり、遂には一國の產業をも不振ならしむるものであるから、この訓誡を下し給うたものです。

語義と通解

一、使民以時の語は、『論語』に出てゐますが、太子は特に時を尊重あらせられたものです。殊に曆法を定めさせられたのも、太子より初まるのであります。『漢書』に、「時は値ひ難く、而して失ひ易きは時乎、時は再び來らず」と。社會問題としても時ほど大切なものはない。農桑之節とは、農は「土を闢き穀を殖るを農と曰ふ」とあり、桑は蠶業のことですが總じて農業といふ。『史記孝文本記』に「上曰く農は天の本なり等」とあり、『漢書』に「詔に曰く、農は天下の本也、黃金珠玉も飢ては食ふ可らず、寒くして衣る可らず」とある。我が國は別して農業國ですから特に注意し給ふ。

一、通解すれば、「人民を使役するには、時節を見はからふことが古からの良い典範である。農民は冬の期節は閑散であるから使役してもよい。けれども、春から秋にかけては農家は殊にいそがしい。即ち五穀を取る時であり蠶を養ふ時であるから、百姓を使つてはならない。農業を疎かにしたなら、國民は何を食ふか。桑時に蠶を養はなかつたら、國民は何を服るか」との思召です。

餘義と味讀

一、本條は、第八條と共に、時の觀念の大切なることを示し給うたものです。第八條は一日中の時間觀念であり、本條は一年中の時節の觀念です。時間の觀念は後來天智天皇の漏刻の時計を創成し給うた基となり、時節の觀念は太子の時既に曆法を行はし め給うたものです。

而して本條は、時節の大切なること、産業の重んずべきこと、而も仁慈の心を以て人民を待遇し、決して人民に迷惑のかゝらぬやう注意すべきことを訓誡し給うたものです。

一、一家を處理する上にも、一の團體を統率する上にも、時期をあやまらぬやうにすることが尤も大切です。仕事に多少の繁閑はあるにもせよ。一日中の時間、又は一月中一年中に仕事をよく按配して、むらなく、無闇に忙しがらしたりしないやう、平均に勤務ができるやう、すべて同情の心を以て待遇しなければなりませぬ。

第十七章　大事衆斷

【本文】十七日。大事不可獨斷。必與衆宜論。少事是輕。不可必衆。唯逮論大事。若疑有失。故與衆相辭。亂則得理。

【和譯】十七に曰く。大事をば獨り斷む可からず。必ず衆と與に宜しく論ふべし。少事は是れ輕し、必ずしも衆とす可からず。唯大事を論ふに逮びては、若し失有らんことを疑ふ。故れ衆と與に相辨ふるときは、亂則ち理を得む。

名稱と由來

一、本條は、大事衆斷章と名く。大事を論ずるには、衆くの人と共に論斷すべきことを制定し給へるところです。

一、太子の當時、閥族跋扈し、もとより封建的時世の弊として總て獨斷を以て敢行したものであるから、そこに種々の弊害を生ずることになつた。茲に特に本條を最後に制定し給ひ、第一條にある上下諧和の實を擧げんとし給うたものである。卽ち是れ此の憲法の結論であります。

語義と通解

一、大事不可獨斷は、『尙書』に「詢は弗るの謀は庸ふる勿れ」とあるに依らせ給うたものであらう。小事是輕不可必衆は、小事までも一一衆に謀るは、事務を煩瑣にし、却つて敏活を缺く恐れがあるから、是の言を添へ給うたものであらう。

一、通解すれば、「大事は獨斷めてはならない。必ず人々とよく相談した上でなくてはならぬ。併し小さい事は輕いから必ずしも相談しなくてもよい。唯大きな事件は、若し過失があつてはならぬから、愼重に人々と相談をして、その問題を辨へておいたならば、その言辭も正しく道理に叶ひ、良好な結果を見ることができるであらう」との思召であります。

餘義と味讀

第十七章　大事衆斷

一、本條は、十七憲法の結論ともいふべきもので、國政の重要なるものは、必ず獨斷で行つてはならない、みな和衷協同して、互に相談し相謀つて行うたならば、すべては正當な理に叶つて、上下睦じく、善政の實を擧げることができるであらうとの思召です。是れ卽ち天皇の大權に歸一せしむるに就いて、第一條には官民悉く一致和協すべきことを制定し給ひ、終りの本條に於て、いよ〳〵その具體的方法として、獨斷を避け、衆論によつて決すべき旨を制定あらせられたものです。

一、明治天皇は、慶應三年三月南殿に出御まし〳〵五事の誓約をなし給うた、是れ卽ち「五箇條の御誓文」なるものである。

一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。

一、上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし。

一、官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ人民をして倦まざらしめんことを要す。

一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」

と詔らせ給ひしが、その第一は此の十七憲法の第一條と全く符節を合したるものではありますまいか。

而して明治二十二年二月十一日紀元の佳節を期して、七章六十二條より成る『大日本帝國憲法』を發布し給ひ、其の二十三年十一月詔して、伯爵伊藤博文を議長とした貴族院議員二百五十二人と、中島信行を議長としたる衆議院議員三百人を召集し給ひ、初めて帝國議會を開かせ給ひし思召と、この第十七條の御精神と全くその揆を一にするものと拜する次第であります。

一、さてふりかへつて、一家庭の上、さてはその他の集團の上に、この第十七條の御精神を味ふ時、又一つの御教訓を頂くことができるのであります。卽ち家庭にあつては重役若しくは一般團員相集り、互に協議して、

きまゝな獨斷を避け、必ず衆智を集めて相協議し、萬事遺漏なきやうにして決斷すべきであります。

以上謹んで先輩の講書を參照し、聊か其の義を伺ひ、其の聖旨を味讀したてまつらんとして、却つて汚し奉つたことは恐懼の至りであります。

新釋十七條憲法講話終

昭和十五年九月廿五日印刷
昭和十五年十月一日發行

新釋十七條憲法講話
定價五拾錢

著作者　京都市下京區花屋町通西洞院西入　釋迦覺縕
發行者　京都市下京區東九條山王町三八　永田宗太郎
印刷者　京都市下京區東九條山王町三八　堀井清

版權所有

發行所　京都市下京區花屋町通西洞院西入　永田文昌堂
電話丂六六五一番
振替京都九三六番

永田調兵衛版

釋迦覺蘊師著作

戰時日本と念佛　【好評重版】目下賣切中

お露と其同朋　定價貳拾錢　送料參錢

【再版】おつゆの確たる信仰

佛教概要　定價貳拾五錢　送料參錢

【新刊】佛教とは何ぞや

御文章物語　定價壹圓　送料拾錢

【好評】御文の全貌を知る

408
288